

完全週休2日制・週休2日制工事実施要領

(目的)

第1条 建設業界では、若手や女性技術者の確保・育成を中心とした将来の担い手確保が重要な課題となっており、建設現場における労働環境の改善が求められている。このため、名古屋港管理組合では、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図るとともに、建設業の週休2日への更なる普及に向けて取り組むこととする。

(対象工事)

第2条 名古屋港管理組合の発注する競争入札に付す工事を対象で令和5年4月1日以降に入札の公告を行う工事を対象とする。ただし、公共建築工事費積算基準を適用する工事は除く。

(1) 発注者指定型

発注者が対象工事を指定することにより、企業や労働者の労働環境改善に向けた意識向上を図り、週休2日の取り組みを促進するもので、現場条件等によって工期延期が生じかねない不確定要素や数量増減要素が少なく、週休2日の確保が可能な工事

(2) 受注者希望型

受注者自らが取り組むことにより、労働環境改善に向けた意識の向上を図るもので、発注者指定型以外の全ての工事を対象とする。ただし、準備期間及び後片付け期間を除く対象期間において現場施工期間が4週未満の工事、災害復旧工事等発注者が週休2日制工事に適さないと判断した工事は除く。

(週休2日制の形式)

第3条 週休2日の形式については、愛知県「完全週休2日制・週休2日制工事実施要領（令和4年10月施行）」（以下「愛知県実施要領」という。）第3条に準じて実施するものとする。

(取組内容)

第4条 取組内容については、愛知県実施要領第4条に準じて実施するものとする。

(工事成績評定)

第5条 完全週休2日制工事又は週休2日制工事（以下「週休2日制工事等」という。）の

実施工事の工事成績評定は、名古屋港管理組合工事成績評定要綱によるものとし、工事成績表の「5. 創意工夫 I. 創意工夫」(別紙参照)において評価する。なお、評価の対象となる実施工事では、愛知県実施要領第5条に準じて実施するものとする。

(取組証の発行)

第6条 前条の規定により工事成績評定において評価した場合は、監督員は、工事目的物の引き渡し後、速やかに受注者に対して週休2日制工事取組証(様式1)を発行するものとする。

(週休2日の取得に要する費用の計上)

第7条 週休2日の取得に要する費用の計上については、愛知県実施要領第7条に準じて実施するものとする。

(特記仕様書)

第8条 特記仕様書については発注者指定型及び受注者希望型で発注する工事は、特記仕様書に以下のとおり記載する。

(1) 発注者指定型

本工事は、名古屋港管理組合完全週休2日制・週休2日制工事実施要領(令和5年4月1日)に記載する発注者指定型の対象工事とする。

(2) 受注者希望型

本工事は、名古屋港管理組合完全週休2日制・週休2日制工事実施要領(令和5年4月1日)に記載する受注者希望型の対象工事とする。

(公表)

第9条 発注者指定型の週休2日制工事等の公表は、技術管理課にて実施する。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、平成31年6月1日以降に発注する競争入札に付す工事から適用する。

附 則

この要領は、令和元年8月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和2年4月1日から適用する。

附 則

この要領は、令和 3 年 3 月 1 日から適用する。

附 則

この要領は、令和 4 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

(適用日)

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から適用する。

(経過措置)

要綱第 2 条に規定する工事のうち、令和 5 年 4 月 1 日以前の単価を使用した工事において、改正前の要領第 7 条の規定による補正を行っている工事の取り扱いについては、改正後の要領第 7 条の規定に基づく補正に変更し、契約変更するものとする。

工事成績評定の評価方法

- 「5. 創意工夫 I. 創意工夫」において評価する。
- 満点の（100点）の内数とし、減点はなし。

様式第2号(第5条関係)

工 事 成 績 採 点 表							
工 事 番 号							
工 事 名							
契 約 金 額							
受 注 者							
考 査 項 目		①主任現場監督員	②総括監督員	③検査職員(指定部分完了)	④検査職員(指定部分完了)	⑤検査職員(完了)	⑥検査職員(完了)
項目	細 別	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名	氏名
1 施工体制	I 施工体制一般						
	II 配置技術者						
2 施工状況	I 施工管理						
	II 工程管理						
	III 安全管理						
	IV 労務関係						
3 出来形及び出来ばえ	I 出来形						
	II 品質						
	III 出来ばえ						
4 工事特性	I 施工条件等への対応						
5 創意工夫	I 創意工夫 ※3						
6 社会性等	I 地域への貢献等						
加減点合計(1+2+3+4+5+6)		点	点	点	点	点	点
評定点(65±加減点合計) ※1		①	②	③	④	⑤	⑥
評 定 点 計		○指定部分完了があった場合 (①×0.4+②×0.2+③×0.2+④×0.2)/2+⑤×0.2+⑥×0.2/2)→ 点 ただし、③④(指定部分完了)が2回以上の場合に平均値 ○指定部分完了がなかった場合 (①×0.4+②×0.2+⑤×0.2+⑥×0.2)→ 点					
7 法令遵守等 ※7		点					
評 定 点 合 計 ※8		点					
8 総合評価 技術提案		技術提案履行確認 ※9		履行	不履行	対象外	
所 見 ※5		(主任現場監督員)	(総括監督員)	(検査職員)	(検査職員)	(検査職員)	(検査職員)

※1 65点 ± 加減点合計(1+2+3+4+5+6)とする。各評定点(①~⑥)は少数第1位まで記入する。
 ※2 工事特性は、当該工事特有の難度の高い条件(構造物の特殊性、特殊な技術、都市部等の作業環境、社会条件、厳しい自然・地盤条件、長期工事における安全確保等)に対して適切に対応したことを評価する項目である。
 ※3 創意工夫は、企業の工夫やノウハウにより特筆すべき評価内容があった場合に評価する項目である。

別紙1-1-21 (主任現場監督員)

項目	細 別	工 事 事 項	【その他】
5. 創意工夫	I. 創意工夫	<ul style="list-style-type: none"> □ 1 施工に伴う器具・工具・装置等に関する工夫又は設備据付後の試運転調整に関する工夫。 □ 2 コンクリート二次製品などの代替材の利用に関する工夫。 □ 3 土工、地盤改良、橋架設、橋脚、コンクリート打設等の施工に関する工夫。 □ 4 部材並びに構材等の運搬及び吊り方式などの施工方法に関する工夫。 □ 5 設備工事における配管や配線等又は、電気工事における配線や配管等に関する工夫。 □ 6 給排水工事や衛生設備工事における配管又はポンプ類の凍結防止、配管のつなぎ等に関する工夫。 □ 7 照明などの視界の確保に関する工夫。 □ 8 仮設水、仮設路、仮設橋等の計画的な施工に関する工夫。 □ 9 運搬車庫、施工機械等に関する工夫。 □ 10 支保工、型枠工、足場工、仮橋脚、仮工橋、山崩れ等の仮設工に関する工夫。 □ 11 盛土の締固め、杭の施工高さの管理に関する工夫。 □ 12 施工計画書の作成、写真管理等に関する工夫。 □ 13 出来形又は品質の計画、検査、管理業務に関する工夫。 □ 14 施工管理ソフト、土屋管理システム等の活用に関する工夫。 □ 15 ICT(情報通信技術)を活用した情報化施工を取り入れた工夫。 ※※本項目は2点の加減とする。	<ul style="list-style-type: none"> □ 31 理由: _____ □ 32 理由: _____ □ 33 理由: _____ □ 34 理由: _____ □ 35 理由: _____ □ 36 理由: _____ □ 37 理由: _____
		<ul style="list-style-type: none"> □ 16 特異な工法や材料を用いた工夫。 □ 17 優れた技術力又は能力として評価する技術を用いた工夫。 □ 18 受注者からの提案によるNETIS登録技術の活用。 □ 19 品質 □ 20 コンクリートの材料、打設、養生に関する工夫。 □ 21 鉄筋、PCケーブル、コンクリート二次製品の使用材料に関する工夫。 □ 22 配筋、吊接作業等に関する工夫。 □ 23 安全衛生 □ 24 建設業労働災害防止協会が定める指針に基づく安全衛生教育を実施している。 □ 25 安全を確保するための仮設橋脚に関する工夫。 □ 26 安全教育、技術向上委員会、安全パトロールに関する工夫。 □ 27 現場事務所、労働者宿舎等の空間及び設備等に関する工夫。 □ 28 有毒ガス並びに可燃ガスの処理及び粉塵防止並びに作業中の換気等に関する工夫。 □ 29 一般車両乗入時の検査軽減方策又は一般交通の安全確保に関する工夫。 □ 30 環境保全に関する工夫。 □ 31 完全週休2日制工事において、対象期間中土日休日の過が90%以上。 <small>※※2日制工事において、対象期間中休日数が20.5%以上。 ※※本項目は2点の加減とする。〔完全週休2日制・週休2日制工事〕実施要領に基づき評定点合計において1点加減となる。 ※※完全休日に1日(休日)を超過する、連続休日を取った場合は休日と認められ、連続休日に1日(休日)を超過しない、連続休日を超過した場合は休日と認められ、連続休日に1日(休日)を超過しない、連続休日を超過した場合は休日と認められる。</small> 	
総合評価 (加減点を選択した評価内容を 詳細記述)	評 点 :	点	【創意工夫の詳細評価】 工夫の内容及び具体的内容を記載

(様式1)

年 月 日

週休2日制工事取組証

名称

代表者名 (契約の相手方) 様

工 事 名		
工 事 場 所		
契 約 締 結 年 月 日	年 月 日	
請 負 代 金 額	金 円	
工 期	着手	年 月 日
	完了	年 月 日
完 了 年 月 日	年 月 日	
本 工 事 の 業 種		
週 休 2 日 制 の 形 式	<input type="radio"/>	完全週休2日制工事
		週休2日制工事
完全週休2日取得率※	%	

該当する週休2日制の形式を選択してください

※ 完全週休2日制・週休2日制工事実施要領第5条に規定する「完全週休2日取得率」又は「週休2日取得率」を記載する。

名古屋港管理組合 ○○事務所長 印